

ここ しょう じょうたい おう がいと う しょせいどかんいいちらん
 個々の障がい状態などに応じて該当する諸制度簡易一覽

ページ 頁	がいと うじょうけん 該 当 条 件 など
しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	P.2 さいみまん にちじょうせいかつ じょうじかいて ひつよう ていど 20歳未満であって、日常生活において常時介護を必要とする程度 じょうたい ざいたく じゅうどしょう じ の状態にある在宅の重度障がい児
とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当	P.2 さいいじょう にちじょうせいかつ じょうじとくべつ かいご ひつよう 20歳以上であって、日常生活において常時特別な介護を必要とす ていど じょうたい ざいたく じゅうどしょう しゃ る程度の状態にある在宅の重度障がい者
とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当	P.3 さいみまん ほうりつ さだ ていど しょう よう 20歳未満であって、法律で定める程度の障がいのあるものを養 いく ほごしゃ 育している保護者
じどうふようてあて 児童扶養手当	P.3 じどう さいみまん しょう ゆう じどう ばあい さいみまん 児童が18歳未満（障がいをもつ児童の場合は20歳未満）で ちちまた はは じゅうど しょう ばあい あって、父又は母に重度の障がいがある場合
じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじょせい 重度心身障害者医療費助成	P.10 しんたいしょうがいしゃてちやう きゅう きゅう ないふしょう しゃまた りょういくてちやう 身体障害者手帳1・2級と3級の内部障がい者又は療育手帳 はんてい せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちやう きゅう A判定、精神障害者保健福祉手帳 1級のかた
こうきこうれいしゃいりょうひじょせい 後期高齢者医療助成	P.10 さいいじょう しんたいしょうがいしゃてちやう きゅう きゅう いちふまた りょういくてちやう 65歳以上で身体障害者手帳1～3級と4級の一部又は療育手帳 はんてい せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちやう きゅう A判定、精神障害者保健福祉手帳 1級のかた
せいしんしょうがいしゃちいきかつどうしえん とう 精神障害者地域活動支援センター等 つうしやこうつうひじょせい 通所交通費助成	P.12 しゃかいふつきくねん ちいきかつどうしえん 社会復帰訓練のため地域活動支援センターなどに こうつうきかん りょう つうしや せいしんしょう しゃ 交通機関を利用し通所している精神障がい者のかた
ちてきしょうがいしゃせつつうしやこうつうひじょせい 知的障害者施設通所交通費助成	P.15 しない しがい しょうがいふくし じぎょうしや つうしや 市内または市外の障害福祉サービス事業所に通所している ちてきしょう しゃ 知的障がい者のかた
おんせんにゅうよくけんこうふ 温泉入浴券交付	P.35 しんたいしょうがいしゃてちやう きゅう こうふ う さいいか 身体障害者手帳1～4級の交付を受けている69歳以下のかた
こくみんねんきん しょうがいきそねんきん 国民年金（障害基礎年金）	P.40 こくみんねんきんしょうがいとうきゅうひょう きゅう がいと う 国民年金障害等級表 1・2 級に該当するかたなど
こうせいねんきん しょうがいこうせいねんきん 厚生年金（障害厚生年金）	P.41 こくみんねんきんしょうがいとうきゅうひょう きゅうまた こうせいねんきんしょうがいとうきゅうひょう 国民年金障害等級表 1・2 級又は 厚生年金障害等級表 きゅう がいと う 3級に該当するかた

ページ 頁	がいとうじょうけんなど 該当条件等
とくべつしょうがいきゅうふきん 特別障害給付金	こくみんねんきんしょうがいてうきゅうひょう きゅう がいとう こくみんねんきん 国民年金障害等級表 1・2 級に該当するかたなどで国民年金に にんいかにゆう しょうがいきそねんきん じゆきゅう 任意加入していなかったことにより障害基礎年金を受給していない かた
しんたいしょう しゅむ じゅうたく 身体障がい者向け住宅の ゆうせんにゆうきよ 優先入居など	しえいじゅうたく ばあい きゅう しんたいしょうがいしやてちよう も 市営住宅の場合 1・2級の身体障害者手帳をお持ちのかた
かどぐちじよせつ 門口除雪サービス	しょう とうきゅう きゅう さいいじょう こうせい せたい 障がい等級 1・2級のかたと65歳以上のかたのみで構成される世 帯
きんきゅうつうほうそうち せっち 緊急通報装置の設置	ひとりぐ しょうがいてうきゅう きゅう きんきゅうじ たいおう こんなん 一人暮らしで障害等級 1・2級のかたで緊急時の対応が困難なかた
とくべつしえんきょういくしゅうがくしょうれいひ 特別支援教育就学奨励費	とくべつしえんがっきゅう しゅうがく じどうまた せいと ほごしや 特別支援学級へ就学する児童又は生徒の保護者
きんきゅうつうほう りよう Net 119緊急通報システムの利用	ちょうかくまた げんごきのう しょう ばんつうほう こんなん 聴覚又は言語機能に障がいのあるかたで 119番通報が困難なかた

※手続きにはマイナンバー（個人番号）を確認できるものが必要な場合があります。
詳しくは各申請先にお問い合わせください。